電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の 特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 国税関係書類に係るスキャナ保存について、次のとおり見直しを行うこととする。 (第2条関係)
 - (1) 当該国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度等に関する情報の保存要件を廃止する。
 - (2) 当該国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者等に関する情報の確認要件を廃止する。
 - (3) 当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と当該国税関係書類に関連する 国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することがで きるようにしておくこととされる当該国税関係書類の範囲について、重要書類に 限定する。
- 2 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存について、次のとおり見直しを行う こととする。(第4条関係)
 - (1) 当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には検索要件を不要とする措置について、対象を次に掲げる場合とする。
 - ① 保存義務者が、その判定期間に係る基準期間における売上高が 5,000 万円以下(改正前:1,000 万円以下)である事業者である場合
 - ② 保存義務者が、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力することにより作成した書面で整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものの提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合
 - (2) 当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の 確認要件を廃止する。
 - (3) 保存義務者が、電子取引を行った場合において、納税地等の所轄税務署長が一定の要件に従って当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が当

該電磁的記録及び当該電磁的記録を出力することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の要求に応じることができるようにしているときは、その要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存をすることができる措置を講ずる。

- 3 軽減された過少申告加算税の特例の対象となる仕訳帳及び総勘定元帳以外の必要な帳簿の範囲について、一定の事項の記載に係るものに限定することとする。(第5条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この省令は、令和6年1月1日から施行することとする。(附則第1条関係)